| | |
|---|---|
| とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十七条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行つた場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴）を含む。）」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。<br>（第一次試験の免除）<br>**第四十一条**　［略］<br>2　［略］<br>3　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第一次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第一次試験を受けることとする。<br>（第二次試験受験の要件）<br>**第四十三条**　［略］<br>2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一次試験に合格した年度又はその次年度に第二次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第二次試験を受けることとする。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十七条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行つた場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴）を含む。）」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。<br>（第一次試験の免除）<br>**第四十一条**　［略］<br>2　［略］<br>［新設］<br><br>（第二次試験受験の要件）<br>**第四十三条**　［略］<br>［新設］ |

（中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部改正）

**第七条**　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （診断又は助言を担当する者の養成の基準）<br>**第七条**　［略］<br>2・3　［略］<br>4　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により、第一次試験に合格した年度又はその次年度に養成課程を受講することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に養成課程を受講することとする。<br>5　［略］<br>6　［略］ | （診断又は助言を担当する者の養成の基準）<br>**第七条**　［略］<br>2・3　［略］<br>［新設］<br>4　［略］<br>5　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。